

令和4年度 新潟市市民活動保険のご案内



ボランティア等公益的な市民活動中のケガや事故を対象とした保険制度です。

※ 令和4年4月1日午後4時00分～令和5年4月1日午後4時00分に発生した事故が対象です。また、年度によって補償内容等が変更となる場合がありますので、毎年必ずご確認ください。

特徴1

保険料は不要です。

市民活動をする方が安心して活動を行えるように、新潟市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

特徴2

事前の加入手続きは不要です。

事故発生後に手続きをしていただきます。具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告してください。保険会社が審査を行い、新潟市市民活動保険の要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※詳しい手続き方法や手続きに必要な書類については、最後のページに記載しています。

1 対象となる方

○ 新潟市内の地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他の地域団体が実施する事業のボランティア活動等を行う市民

○ 新潟市が主催、共催、依頼する事業のボランティア活動等に個人として参加する市民
※ボランティア活動従事者のみが対象となります。

※賠償責任については、団体自体も対象になります。

※その他の地域団体は、地縁に基づく団体が対象になります。

2 対象となる活動

※ 対象となる活動の例は次面に記載しています。

- ① 地域コミュニティ協議会、自治会・町内会、その他の地域団体が自主的に行っている活動であるか、新潟市の主催、共催、依頼による活動であること
- ② 広く公共の利益を目的とした自発的な活動であること
- ③ 活動が計画的に行われていること
- ④ 無報酬で行っていること（交通費などの実費の支給は無報酬とみなします。）
- ⑤ 新潟市内における活動であること



◇次の活動は対象となりません

- ・ 政治、宗教や営利を目的とした活動
- ・ 自助的な活動や懇親を目的とした活動
- ・ 職場などの行事や勤務中の活動
- ・ 学校管理下の児童生徒自身が行う活動
- ・ 危険度の高い活動
- ・ NPO（任意団体）、NPO法人、公益法人、企業などの行う活動
- ・ 突発的、一時的な手伝いによる活動

3 対象活動例

主に次のような活動が対象となります。ただし、対象となる活動であっても、保険金が支払われない場合があります。 ※研修会への参加や市内・外の視察、事前の打ち合わせ会議、そのほか表中に記載のある対象外の事例などは、補償の対象となりません。

コミ協、自治会等、その他の地域団体の実施事業	1 地域社会活動	地域に根差した自治会・町内会の活動 等 対象外 ・懇親会や親睦旅行、町内の運動会や祭りの参加者 ・自治会費の集金活動 ・チェーンソーを使用する森林保全活動や高所での作業など危険度の高い活動など
	2 青少年健全育成活動	子ども会の青少年育成活動、非行防止パトロール活動 等 対象外 ・自動車を使ったパトロール時の自動車事故による賠償責任など
	3 社会福祉活動 社会奉仕活動	社会福祉施設等への協力活動、地域の子育て支援 等 対象外 ・地域の子育て支援活動における指導者やスタッフに賠償責任がない子どものケガなど
	4 社会教育活動	文化・スポーツ活動の運営や指導 等 対象外 ・山岳登山、ハンググライダー操縦などの危険度が高いスポーツなど
	5 市主催等事業	市の主催、共催、依頼する事業または活動のうち、市民が無報酬で従事する公益的な活動 対象外 ・市が主催する事業におけるボランティア活動の事前説明会でのケガなど

- よくある事故の例
- ◎地域の一斉清掃中、側溝の蓋に手を挟めてケガをした
 - ◎自治会・町内会の防災訓練で、避難所の移動訓練中、転倒してケガをした
 - ◎公園愛護活動による草刈中、草刈機で小石をはね、停めてあった他人の車を傷つけた



◇対象とならない事故の例

次の表に当てはまるような事故は、補償の対象となりません。(※ただし、食中毒、熱中症は対象となります。)

賠償責任事故・傷害事故 共通	
<ul style="list-style-type: none"> ・地震、噴火又は津波などの天災による事故 ・活動者の心神喪失による事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動者の故意による事故 ・戦争、騒乱、暴動、労働争議などによる事故 など
賠償責任事故	傷害事故
<ul style="list-style-type: none"> ・活動者が所有、使用、管理する車両(クレーン、除雪車等重機を含む)、船舶、動物による事故 ・故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故 ・施設の建設、改築、修理等の工事による事故 ・荒天による損害事故 ・親族に対して負担するもの ・往復途上の事故 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・くも膜下出血、脳梗塞などの脳疾患や疾病によるもの ・むち打ち症や腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの ・重大な過失による事故 ・自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故 ・労務災害、公務災害補償の適用を受けるもの など

4 補償内容

賠償責任事故

活動者の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う場合に対象となります（個人間の示談の場合や道義上の責任のみでは支払対象となりません）。

賠償の種類	賠償の内容	支払限度額
対人賠償	他人の身体に損害を与えた場合	1名・1事故につき 1億円
対物賠償	他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき 1億円
受託者賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合	1事故につき期間中 100万円 (自己負担額：1万円)

傷害事故

急激かつ偶然な外来事故によって、活動者が死亡または負傷した場合（往復途上を含む）に対象となります。

事故の種類	傷害の内容	支払金額
死亡	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に死亡した場合	500万円
後遺障害	傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	15万円 ~ 500万円
入院 通院	傷害事故を直接の原因として入院または通院をして医師による治療を受けたとき（当該事故の日を含めて180日以内に限り。ただし、通院日数は180日以内の間で90日が限度となります。）	1日につき 入院 3,000円 通院 2,000円

※支払い対象となるかについては、保険約款に基づき保険会社が判断します。



事故は発生しないに越したことはありません。

事故を防止するための対策をしっかりとって安全確認をしながら、事故の発生が無いように努めましょう！



5 保険請求の手続き

① 事故の記録

万一事故が起きてしまった場合、後で事故を証明できるよう事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先、対物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容を記録してください。

※市民活動中の事故であることの証明のために、事業計画書・行事のチラシ・新潟市からの依頼文などを提出していただきます。（活動内容により異なります。）
※損害賠償において当事者間で示談を行う場合、必ず事前に相談してください。

② 事故通報 「市民活動事故発生通報書」（様式1）

事故発生後、速やかに各区役所の地域課または新潟市の当該事業担当課に、「市民活動事故発生通報書」をご提出ください。

③ 事故報告書の提出 「市民活動事故報告書」（様式2）

- (1) 事故通報の後、「市民活動事故報告書」と市民活動中の事故であることを証明する書類を提出していただきます。※報告書には診断書を添付する必要はありません。
※「市民活動事故報告書」は、事故発生日を含め概ね30日以内を目安に書類を提出してください。報告書の提出が遅くなりますと、事故の立証確認が難しくなり、多くの書類添付が必要となる場合があります。
- (2) 市民活動事故報告書およびご提出いただいた書類を保険会社に送付します。

④ 保険金請求書の提出 「保険金請求書」（保険会社様式）

- (1) 保険会社から「保険金請求書」が送付されますので、案内に沿って、必要な書類を保険会社へ提出してください。
- (2) 保険会社より請求内容についての確認・調査等審査が行われ、審査後、保険会社から指定の口座に保険金が支払われます。
※審査の結果、不適用となる場合もあります。



保険に関するお問い合わせ先・事故発生時のご連絡先・書類提出先

◆地域団体の活動での事故の場合は、各区役所の地域課または地域総務課にご連絡ください。

北区	025-387-1165	東区	025-250-2120	中央区	025-223-7025	江南区	025-382-4624
秋葉区	0250-25-5670	南区	025-372-6605	西区	025-264-7172	西蒲区	0256-72-8156

◆新潟市が主催、共催、依頼する事業での事故の場合は、事業担当課にご連絡ください。

◇制度ご案内

新潟市市民生活部市民協働課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

TEL (025) 226-1102 / Fax (025) 228-2230

e-mail: shiminkyodo@city.niigata.lg.jp

令和4年4月発行